

イ 現地調査

現地調査では、現有施設である第 1 クリーンセンター、第 2 クリーンセンターの視認できるかどうかについて現地確認を行った。

主要な眺望点候補から対象事業実施区域の目視結果は、表 5-7-4 に示すとおりである。




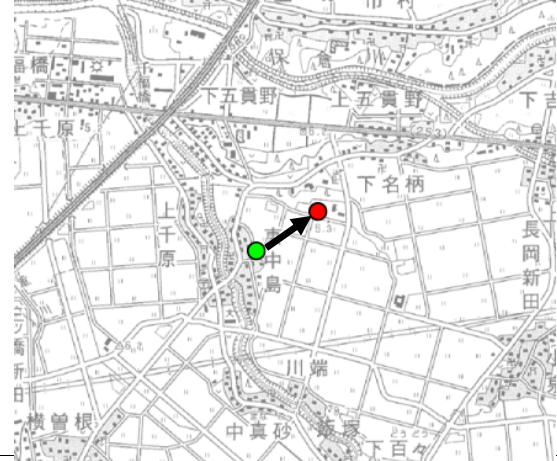

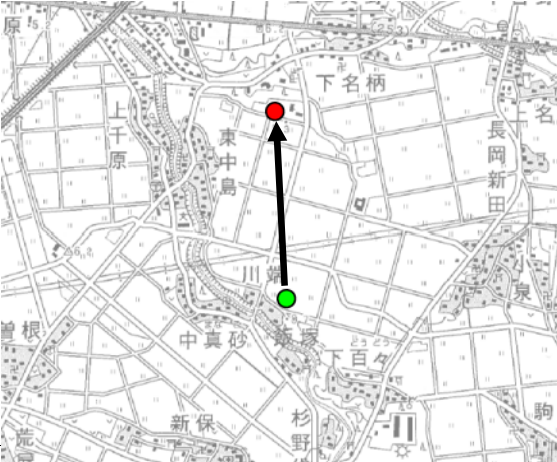
主要な眺望点候補のうち、「No. 9 くるみ家族園」、「No. 11 東中島諏訪神社」、「No. 14 川端町内会館」、「No. 15 下百々開発集落センター」、「No. 18 春日山城跡」の 5 地点から目視できることを確認した。そのため、これら 5 つを主要な眺望点として抽出した。

主要な眺望点の状況を表 5-7-5 に示す。

表 5-7-4 主要な眺望点候補から現有施設の目視結果

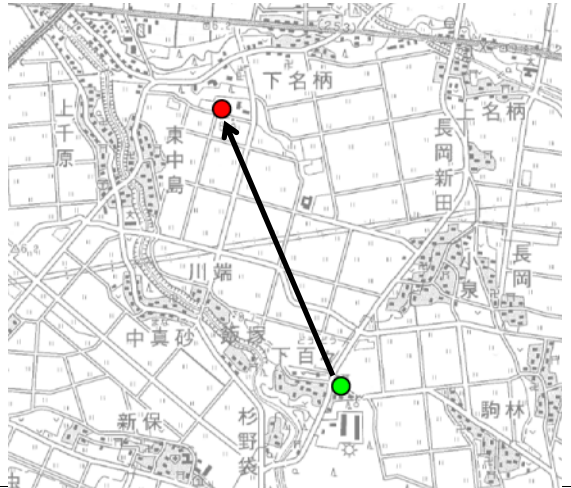

No.	区分	施設名称	目視の可否
1	対象事業実施区域から 4km 以内の観光資源	古保倉川蛇行跡	×
2		火焰型土器（ユートピアくびき希望館内）	×
3		旧保倉川三日月湖	×
4	対象事業実施区域から 4km 以内の日常的な利 用が想定される地点	ユートピアくびき希望館	×
5		下神原公民会館	×
6		上三分一会館	×
7		下五貫野町内会館	×
8		若鷹町内会館	×
9		くるみ家族園	○
10		集落開発センター 東中島会館	×
11		東中島諏訪神社	○
12		北諏訪小学校	×
13		ふれあいセンター横曽根会館	×
14		川端町内会館	○
15		下百々開発集落センター	○
16		小泉集落開発センター	×
17		上名柄会館	×
18	対象事業実施区域から 4km 外の観光資源	春日山城跡	○

表 5-7-5(1) 現有施設の目視できる眺望点の状況

地点名	眺望点	眺望点位置
⑨ くるみ家族園		 <p>眺望点から対象事業実施区域は北約 1.0 km に位置する。</p>
	<p>施設概要</p> <p>現有施設の排熱を利用した温浴施設。</p>	
⑪ 東中島諏訪神社		 <p>眺望点から対象事業実施区域は北約 0.5 km に位置する。</p>
	<p>施設概要</p> <p>東中島に位置する神社。</p>	
⑭ 川端町内会館		 <p>眺望点から対象事業実施区域は北約 1.0 km に位置する。</p>
	<p>施設概要</p> <p>地区の会館として利用される。</p>	

注) ○：撮影場所を表す。

表 5-7-5(2) 現有施設の目視できる眺望点の状況

地点名	眺望点	眺望点位置
<p>⑮ 下百々開発集落センター</p>		 <p>眺望点から対象事業実施区域は北北西約 1.9 kmに位置する。</p>
	<p>施設概要</p> <p>地区の会館として利用される。</p>	
<p>⑯ 春日山城跡</p>		 <p>眺望点から対象事業実施区域は東北東約 8 kmに位置する。</p>
	<p>施設概要</p> <p>戦国時代の名将・上杉謙信公が構えた春日山城跡。標高 180m にある本丸跡からは上越市街地と豊かな上越の自然が一望できる。</p>	

注) ○：撮影場所を表す。

② 景観資源の状況（対象事業実施区域内の状況を含む）

対象事業実施区域は、上越市市街地近郊に広がる田園地帯に位置している。対象事業実施区域の半径4kmの範囲では、保倉川の旧流路、田園が自然景観資源として、田園と農村集落が自然人文景観資源として抽出される。その他の景観資源については、神社等が集落とともに点在する。

③ 主要な眺望景観の状況

主要な眺望点の概況の現地調査において対象事業実施区域を目視することができた5地点の眺望景観の状況について、表5-7-6～表5-7-10に示す。

表5-7-6 主要な眺望点からの眺望景観（No.9 くるみ家族園）

	
夏季	秋季
	
冬季	春季
<p>現有施設に近接しており、目に入りやすい。</p>	

表 5-7-7 主要な眺望点からの眺望景観 (No. 11 東中島諏訪神社)




	
<p>夏季</p>	<p>秋季</p>
	
<p>冬季</p>	<p>春季</p>
<p>水田越しに現有施設の目視が可能である。</p>	

表 5-7-8 主要な眺望点からの眺望景観 (No. 14 川端町内会館)

	
<p>夏季</p>	<p>秋季</p>
	
<p>冬季</p>	<p>春季</p>
<p>水田越しに現有施設の目視が可能である。</p>	

注) ○：既存施設の場所を表す。

表 5-7-9 主要な眺望点からの眺望景観 (No. 15 下百々開発集落センター)

	
<p>夏季</p>	<p>秋季</p>
	
<p>冬季</p>	<p>春季</p>
<p>水田越しに現有施設の目視が可能である。</p>	

注) ○：既存施設の場所を表す。

表 5-7-10 主要な眺望点からの眺望景観 (No.18 春日山城跡)

	
<p>夏季</p>	<p>秋季</p>
	
<p>冬季</p>	<p>春季</p>
<p>春日山城跡本丸跡眺望台から現有施設の目視が可能である。</p>	

注) ○：既存施設の場所を表す。

(2) 予測

1) 予測手法

① 予測する項目

供用時（地形の改変後の土地及び施設の存在）に係る主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の予測項目は、主要な眺望点及び景観資源についての改変の分布の程度及び主要な眺望景観についての改変の程度とした。

② 予測の基本的な手法

ア 主要な眺望点及び景観資源についての改変の分布の程度

前掲図 5-7-2、前掲図 5-7-3 に示すとおり、主要な眺望点及び景観資源と事業計画の重ね合わせ（オーバーレイ）により行った。

イ 主要な眺望景観についての改変の程度

フォトモンタージュにより完成後の眺望景観等を視覚的に表現した。

2) 予測地域

主な予測地域は、前掲図 5-7-1 に示す調査地域と同様とした。

3) 予測対象時期

① 主要な眺望点及び景観資源についての改変の分布の程度

予測対象時期は、対象事業実施区域における地形の改変後の土地及び施設の存在が与える主要な眺望点及び景観資源への直接的な影響を予測するため、新クリーンセンターの供用開始時とした。

② 主要な眺望景観についての改変の程度

予測対象時期は、施設の存在を対象とするため、供用開始時とした。

4) 予測結果

① 主要な眺望点及び景観資源についての改変の程度

予測地域内で対象事業実施区域を良好に眺望、認知できる主要眺望点は調査の結果から、「No. 9 くるみ家族園」、「No. 11 東中島諏訪神社」「No. 14 川端町内会館」、「No. 15 下百々開発集落センター」及び主な予測地域外（対象事業実施区域から半径 4km 外）ではあるが、「No. 18 春日山城跡」であった。

新クリーンセンターは、第 2 クリーンセンターの敷地内に建設されるものであり、敷地外を改変することなく、敷地内に建設する計画である。そのため、主要な眺望点及び景観資源の直接改変はない。

② 主要な眺望景観についての改変の程度

主要な眺望景観の現地調査の結果より、対象事業実施区域を良好に眺望できる「No.9 くるみ家族園」、「No.11 東中島諏訪神社」、「No.14 川端町内会館」、「No.15 下百々開発集落センター」及び「No.18 春日山城跡」からの景観の変化をフォトモンタージュとして表5-7-11に示した。

フォトモンタージュの作成においては、青々とした稲が映える夏期の写真を基本的に用いた。ただし、春日山城跡については観光シーズンが秋であることを踏まえ、秋季の写真を用いて作成を行った。

表 5-7-11(1) 主要な眺望景観の改変の程度に係る予測結果 (No. 9 くるみ家族園)



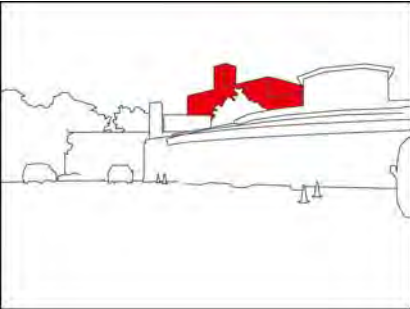
<p>現況写真 (夏季撮影)</p>	
<p>将来</p>	 
<p>予測結果</p>	<p>現況では、樹林越しに現有施設が視認できる。 新クリーンセンターの建設後は、くるみ家族園越しに視認される状況へ変化する。 くるみ家族園は現有施設の余熱利用施設であり、新クリーンセンター建設後も同施設の余熱が利用される計画である。そのため施設の性質上、焼却施設近傍に立地する必要があることから眺望景観の影響を受けやすい施設である。 新クリーンセンターの出現により、スカイライン*は変化するものの、施設の色彩や形状に配慮することで影響を低減できると予測される。</p>

表 5-7-11 (2) 主要な眺望景観の改変の程度に係る予測結果

(No. 11 東中島諏訪神社)



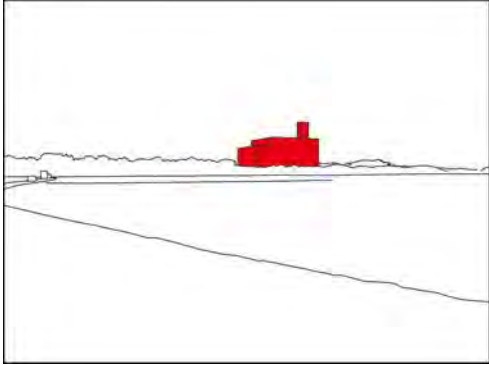
<p>現況写真 (夏季撮影)</p>	
<p>将来</p>	 
<p>予測結果</p>	<p>現況では、樹林越しに第1クリーンセンターの煙突部及び第2クリーンセンターのほぼ全貌が視認できる。</p> <p>新クリーンセンターの建設後は、樹林越しに新クリーンセンターのほぼ全貌が視認される状況へ変化する。新クリーンセンターの出現により、視界を大きく遮ることはないものの、スカイラインは変化する。しかし、施設の色彩や形状に配慮することで影響を低減できると予測される。</p>

表 5-7-11 (3) 主要な眺望景観の改変の程度に係る予測結果

(No. 14 川端町内会館)


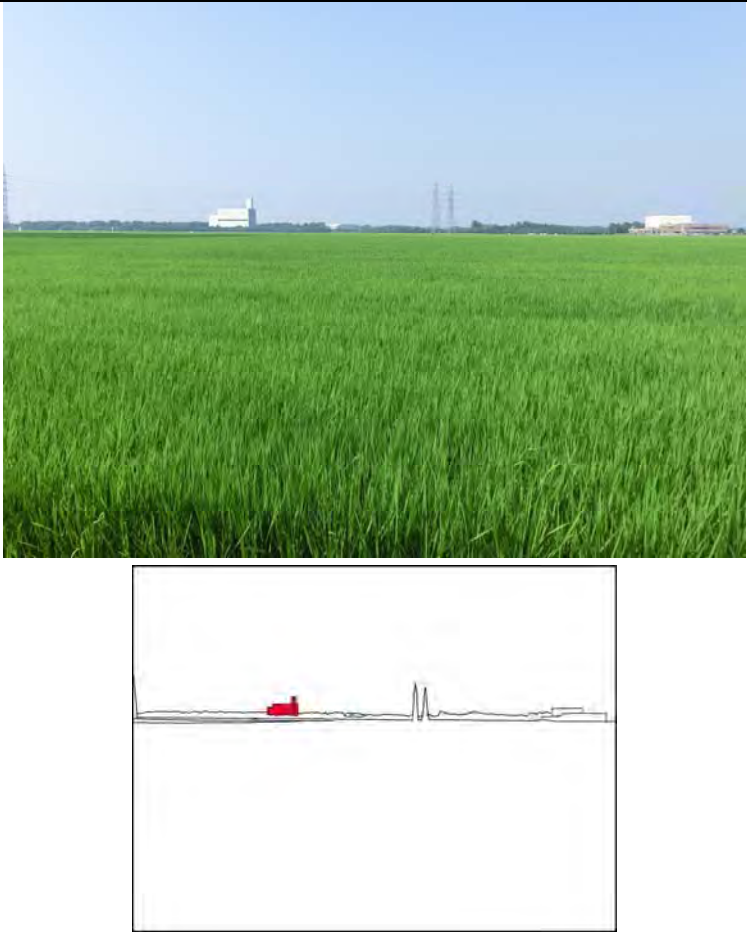
<p>現況写真 (夏季撮影)</p>	
<p>将来</p>	
<p>予測結果</p>	<p>現況では、樹林越しに第1クリーンセンターの煙突部及び第2クリーンセンターのほぼ全貌が視認できる。</p> <p>新クリーンセンターの建設後は、樹林越しに新クリーンセンターのほぼ全貌が視認される状況へ変化する。新クリーンセンターは、視界を大きく遮ることはないが、本施設の出現により、スカイラインの変化が予想されるものの、その変化はわずかである。</p>

表 5-7-11 (4) 主要な眺望景観の改変の程度に係る予測結果

(No. 15 下百々開発集落センター)


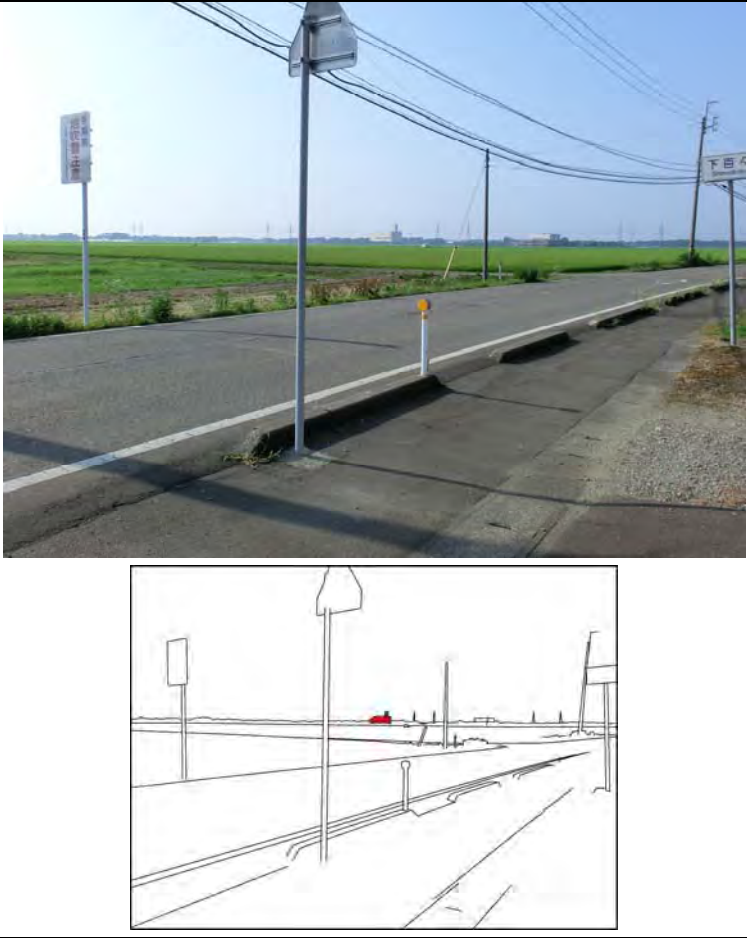

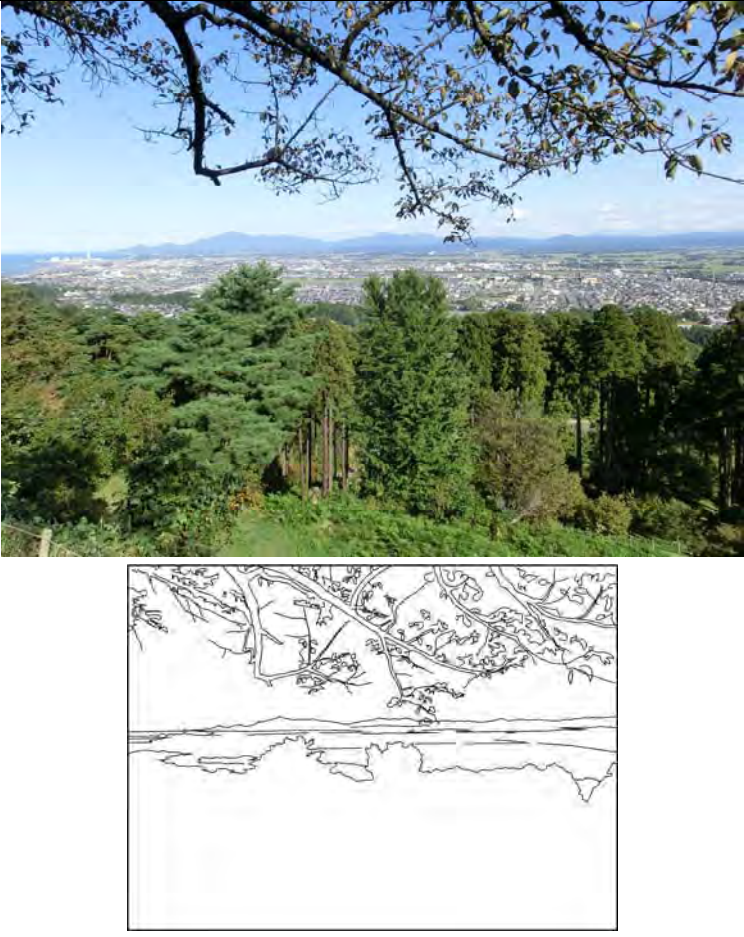
<p>現況写真 (夏季撮影)</p>	
<p>将来</p>	
<p>予測結果</p>	<p>現況では、樹林越しに第1クリーンセンターの煙突部及び第2クリーンセンターのほぼ全貌が視認できる。</p> <p>新クリーンセンターの建設後は、樹林越しに新クリーンセンターのほぼ全貌が視認される状況へ変化する。新クリーンセンターの出現により、視界を大きく遮ることはなく、スカイラインの変化もわずかである。さらに、施設の色彩や形状に配慮することで影響を低減できると予測される。</p>

表 5-7-11(5) 主要な眺望景観の改変の程度に係る予測結果 (No. 18 春日山城跡)

<p>現況写真 (秋季撮影)</p>	
<p>将来</p>	
<p>予測結果</p>	<p>現況では、第1クリーンセンター、第2クリーンセンターがわずかに視認できる。</p> <p>新クリーンセンターの建設後は、新クリーンセンターのほぼ全貌が視認される状況へ変化するが、その変化の程度はわずかであり、佐渡弥彦米山国定公園方面の視界を遮ることもなく、スカイラインも変化しない。さらに、施設の色彩や形状に配慮することで影響を低減できると予測される。</p>

(3) 評価

1) 評価手法

① 影響の回避・低減に係る評価

実行可能な範囲で環境影響が回避・低減されているか否かについて事業者の見解を明らかにすることで評価を行った。

② 環境保全施策との整合性

予測結果と環境保全施策との比較を行い、環境保全施策と整合するか否かについて評価を行った。

整合性を検討する環境保全施策は、「上越市景観計画」における届出行為の制限に関する事項とした、評価の基準は表 5-7-12 に示すとおりである。

表 5-7-12 上越市景観計画における届出行為基準

対象	対象事項	基準
建築物・工作物	対象事業実施区域	・対象事業実施区域の特性に配慮し、周辺との調和を図る。
	配置	・地区計画など優れた地域の特性を活用する。 ・周辺建築物等の壁面の位置を考慮し調和を図る。
	高さ	・上越市の景観資産に対し、その周辺と調和し、突出感を与えない高さとなるよう配慮する。
	意匠	・建築物等全体が統一感のある意匠とする。
	色彩	・周辺の建物や自然環境との調和に配慮する。 ・建物の主要な外観の色は、上越市環境色彩ガイドラインの環境色彩基準の範囲を超えないこととする（表 5-7-13 参照）。
	素材	・周辺との調和に配慮した素材を使用する。 ・耐久性、耐候性、退色性等を考慮した素材を使用する。
	照明	・周辺環境への影響に配慮し、過剰な光が敷地外や上方に散乱しないようにする。 ・周辺が暗く見えてしまうような眩しさを発する照明器具は使用しない。 ・照明器具は必要な場所、時間帯に適切な機能を持ったものを必要最小限使用する。 ・光源は、色が自然に見えるものを使用し、色味は暖かみのあるものが望ましい。
	土地の区画形質の変更	・開発による土地造成に伴い法面、盛土が生ずる場合は、できる限り法面に対し緑化を施す。
	附帯設備（室外機、屋外階段など）	・道路からできるだけ見えにくい位置に設置するようにする。 ・壁面を立ち上げる等、適切な覆いで隠すようにする。 ・やむを得ず見える位置に設置する場合は、壁面と同一の色調とするなど建築物等全体と調和させる。 ・屋外階段は、建築物等全体としてまとまりのある位置、意匠とする。
	附帯施設（車庫・駐車場）	・周辺環境、建築物等との調和に配慮した配置、意匠とする。 ・駐車場は植栽等により、道路等外部からの景観に配慮する。
	屋外広告物	・掲出個数を必要最小限にし、建築物と一体感のある形態となるよう努める。
	塀、柵等及び緑化	・塀、柵等を設ける際は、圧迫感や閉鎖感を与えないようにする。 ・敷地内は、できるだけ緑化する。

表 5-7-13 上越市環境色彩ガイドラインにおける景観づくりのための環境色彩基準

色調 色相	明度 5.0 未満の場合 の彩度値	明度 5.0 以上 8.0 未 満の場合の彩度値	明度 8.0 以上の場合 の彩度値
6. 25YR～8. 74YR	8. 5 未満の色彩	5. 5 未満の色彩	3. 5 未満の色彩
8. 75YR～1. 24Y	8. 5 未満の色彩	5. 5 未満の色彩	3. 5 未満の色彩
1. 25Y～3. 74Y	6. 5 未満の色彩	4. 5 未満の色彩	2. 75 未満の色彩

2) 評価結果

① 影響の回避・低減に係る評価

供用時は、表 5-7-14 に示す新クリーンセンターの形態・意匠は、違和感のないまとまりのあるものとする等の対策を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内でできる限り景観への影響は回避・低減されていると評価する。

表 5-7-14 影響の回避・低減対策（景観）

配慮の観点	環境保全措置		事業主体	効果の程度	評価
	内容	措置の区分			
周囲景観との調和	新クリーンセンターの形態・意匠は、違和感のないまとまりのあるものとする。	低減	事業者	違和感を軽減することで、周辺環境に及ぼす影響を軽減できる。	これらの環境保全措置を適切に実施することで、環境に及ぼす影響を最小化できる。
	敷地等は良好な景観の形成が図れるよう緑化に努める。	低減	事業者	緑化することで田園との調和を図ることができる。	
	色彩については、上越市環境色彩ガイドラインにおける景観づくりのための環境色彩基準を遵守する。	低減	事業者	周辺の建物や自然環境との調和を図ることができる。	

② 環境保全政策との整合性

本事業は、PFI 法の手続に準じて DBO 方式により実施する。本事業の計画は、後に選定される複数の民間事業者で構成する企業グループが行うため、現時点では焼却施設の詳細な設備内容や設備配置を特定することは困難である。そのため、要求水準書に前掲表 5-7-12、前掲表 5-7-13 の基準を満たす内容を示すことで、環境保全政策との整合性が図られていると評価する。